

Weekly コラム

平成 28 年 11 月 1 日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

企業版ふるさと納税の創設

平成 28 年度税制改正では、地方公共団体が行う地方創生を推進する上で効果が高い事業に対して行った志のある企業が寄附について、法人事業税、法人住民税及び法人税の税額控除制度（いわゆる「企業版ふるさと納税」）が創設されました。この制度を活用することによって、企業が支出した寄附金のうち、現行の税制における損金算入措置によって税負担が約3割軽減する効果に加えて、企業版ふるさと納税では、法人事業税・法人住民税及び法人税の税負担の約3割が税額控除によって軽減されます。そこで、本稿では、創設された企業版ふるさと納税の概要と実務上の留意点について解説します。

I 税額控除制度の概要

青色申告書を提出する法人が、地域再生法の改正法の施行の日（平成 28 年 4 月 20 日）から平成 32 年 3 月 31 日までの間に、地域再生法の認定地域再生計画に記載された同法の地方創生推進寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合には、《図表》に掲げる法人事業税、法人住民税及び法人税の税額控除ができることとされます。

II 対象事業の範囲

企業版ふるさと納税の対象となる事業は、県及び市区町村が「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」として、①移住・定住の促進、②結婚・出産・育児がしやすい環境の整備、③地域を支える人材の育成、④観光・農林水産業等の働く場所の創出につながるものとして申請し、国の認定を受けたものとされます。

なお、第1弾の申請受付けは、平成 28 年 6 月 28 日付けで全国の 6 県から 9 事業、34 道府県の 83 市町村から 96 事業、合計 105 事業の申請があり、8 月上旬にも対象の事業が認定される見込みとされています。

III 実務上の留意点

企業版ふるさと納税を活用して寄附を行う場合には、次に掲げる留意点があります。

- ① 1 回当たり 10 万円以上の寄附が対象とされます。
- ② 寄附を行うことの代償として経済的な利益（いわゆる「返礼品」）を受取ることは禁止されています。
- ③ 企業の本社（主たる事務所又は事業所）が所在する地方公共団体への寄附については、対象とされません。
- ④ 地方交付税の不交付団体である都道府県又は地方交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制の支援対象外地域とされている市町村（例：東京都、埼玉県戸田市・三芳町、千葉県市川市・浦安市、東京都 23 特別区・立川市・武蔵野市・三鷹市・府中市・調布市・小金井市・国分寺市・多摩市・羽村市・瑞穂町、神奈川県鎌倉市・藤沢市・厚木市・寒川町ほか）への寄附については、対象とされません。
- ⑤ 寄附の払い込みについては、地方自治体が対象となる事業を実施し、事業費が確定した後に行うこととされます。この場合、税額控除の対象となる寄附は、確定した事業費の範囲内までとされます。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、skc-soudan@skc.ne.jp まで空メールをご送信ください。また、FAX 不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。